平成 12 年 12 月 12 日

「個人情報保護基本法制に関する大綱」に関する意見

このたび、政府の個人情報保護法制化専門委員会が取りまとめられた「個人情報保護基本法制に関する大綱」(以下、「大綱」という)に関し、当協会としての意見・要望を以下の通り申し述べます。

大綱は、5項目の基本原則を設けて、「個々の基本原則は、公益上必要な活動や正当な事業活動を制限するものではない。基本原則実現のための具体的な方法は、取扱者の自主的な取組によるべきものである。」「この趣旨は、報道分野における取材活動に伴う個人情報の取扱い等に関しても同様である。」としております。

そもそも本法制は、憲法が保障する言論・表現の自由に直接関わるものであり、言論・出版分野に関しては、本個人情報保護基本法制の全面的適用除外(対象外)とするべきであります。

出版物の中には、個人を題材とするフィクションやノンフィクション、政治・社会問題等をテーマとするルポルタージュ、あるいは特定の個人に関わる学問上の研究等、多岐にわたり個人情報の利用を不可欠とするものがあります。このような分野に、「適正な方法による取得」、「内容の正確性の確保」あるいは「透明性の確保」等の原則が一義的に適用され、取材通知や情報開示が求められることになれば、それらの執筆、発行に障害が生ずる恐れがあることは明白であります。また、虚実皮膜の世界を表現する小説や文学にも干渉や制限が加えられ、著作者の自由な創作活動や編集・出版活動が困難になることも懸念されます。

このように、出版活動全般に本法制が全面適用になることは、一方で民主主義体制の下で最大限に尊重されるべき国民の知る権利を実質的に制限する方向に向かってしまう虞れが生じます。

もとより、個人情報保護の必要性と重要性については、私どもも十分認識しております。しかしながら、「出版、報道の自由」と「個人情報保護」との間の調和と規範は、法律によって性急に規制されるものではなく、報道、著作、出版に携わる者と国民との間で自律的に達成されるべきものであると考えます。この問題は本来、行政の介入や立法による規制になじまないものであります。「言論・出版・表現の自由」の基本理念を尊重し、すべての出版活動に関して特段の配慮がなされて然るべきであります。

今後の立案作業にあたっては慎重を期し、報道のみならず著作、出版分野に関しては、本法制における基本原則の適用除外とされることを強く要望いたします。